

10月定例教育委員会会議 議事録

令和2年10月8日
午後3時30分開会
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

原 田 勝 教 育 長
和 泉 愼 次 委 員
福 田 知 弘 委 員

谷口学教育長職務代理者
安達友基子委員
和田光代委員

出席説明員

山下栄治学校教育部長
大江慶博教育監
中西多恵子学校教育部長学校教育室長兼務
橋本健一保健給食室長
前田隆男青少年室長
市川泉教育政策室参事
金崎栄一教職員課長

木戸誠地域教育部長
堀哲郎学校教育部長教育総務室長兼務
道場久明地域教育部次長
草場敦子教育センター所長
田中満明教育総務室参事
木谷美香学校教育室参事・指導主事
大江健規教職員課長代理・指導主事

記 録 者

上田祥代教育政策室主幹

10月定例教育委員会会議 議事録

午後3時30分 開会

- 原田勝教育長 　　ただ今から10月定例教育委員会会議を開催いたします。
署名委員に谷口教育長職務代理者を指名いたします。
記録者に上田教育政策室主幹を指名いたします。
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。
- 市川泉教育政策室参事 　　本日の傍聴席の設置可能数は5席でございます。現在、傍聴希望者は1名
でございます。
- 原田勝教育長 　　それでは、本日の傍聴は5名まで許可したいと思います、いかがでしょう
うか。
- 全委員 　　異議なし。
- 原田勝教育長 　　異議なしと認め、本日の傍聴は5名まで許可します。
- －傍聴者入室－**
- 原田勝教育長 　　それでは、議事日程に従いまして、日程第1 報告第32号「吹田市教育
委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 田中満明教育総務室参事 　　日程第1 報告第32号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令につい
て」御説明申し上げます。
本件は、令和2年9月11日、9月30日、及び10月1日付けの人事発
令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委
任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時に代理いたしましたの
で、御報告申し上げるものでございます。
議案書の3ページをお願いいたします。
まず、9月11日付け及び9月30日付け人事発令につきましては、それ
ぞれ当該職員から一身上の都合により、退職の申し出がありましたことから、
それぞれ同日付けで市長事務部局へ出向発令をしたものでございまして、市
長事務部局におきましては、それぞれ同日付けで退職発令が行われたもので
ございます。
次に、10月1日付け人事発令につきましては、9月30日付け依願退職
に伴う教育委員会事務局内異動でございます。
以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。
- 原田勝教育長 　　それでは、この件について、何か御意見はございませんか。
- 全委員 　　異議なし。
- 原田勝教育長 　　異議なしと認め、報告第32号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令
について」を承認します。
- 原田勝教育長 　　次に、日程第2 議案第86号「吹田市教育委員会公印規則の一部を改正
する規則の制定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第2 議案第86号「吹田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本件は、令和2年11月11日に吹田市立健都ライブラリーが開館することに伴い、新たに公印を備える必要が生じることから規則の改正を行うものでございます。このことに加えまして、文言の整備を併せて行うものでございます。

議案書の7ページをお願いします。こちらには当該改正に係る規則の改正案をお示ししております。

続きまして、9ページから13ページにおきましては現行・改正案対照表としまして、左の欄に現行の規定を、右の欄に改正案の規定をお示ししておりますので御覧いただきたく存じます。

なお、施行年月日につきましては健都ライブラリー開館と同日の令和2年11月11日としております。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第86号「吹田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第3 議案第87号「大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）への参加について」議題とします。

事務局の説明を求めます。

木谷美香学校教育室参事・指導主事

日程第3 議案第87号「大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）への参加について」御説明申し上げます。

議案書17ページ、令和3年度 大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）実施要領を御覧ください。

令和2年9月16日付けで、大阪府教育委員会教育長より、各市町村教育委員会教育長宛てに、令和3年度 大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）の実施につきまして、こちらの実施要領のとおり実施を決定した旨、通知がございました。

併せて各市町村教育委員会へ、本学力テストへの参加につきまして確認がございましたので、本日の教育委員会会議での御審議を頂いたのち、本市の意向を大阪府教育委員会へ提出することとなっておりますので、よろしく御願いたします。

はじめに、本学力テストの趣旨・目的について御説明いたします。

本学力テストは、子供たち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的として実施するものでございます。また、実施の目的を達成するため、テスト及び同時に実施するアンケートの結果や分析から、児童・家庭・学校・市教育委員会・府教育委員会それぞれの取組の充実に努めることも併せて趣旨に示されております。

テスト及びアンケート実施対象は、府内公立小学校等の第5学年・第6学年の全児童でございます。テストの内容につきましては、第5学年で、国語20分、算数20分、理科20分及び教科横断的な問題40分の4種類でございます。第6学年につきましては、教科横断的な問題40分のみとなっております。

アンケートにつきましては、児童だけでなく、教員も対象に実施されます。実施予定日につきましては、令和3年5月27日木曜日となっております。

本テスト・アンケートは、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者を含む検討委員会及びワーキングチームによる協議を経て作成されており、実施後の扱いといたしましては、テストの結果分析だけではなく、アンケートの回答状況や、アンケートの回答と各教科の結果等との相関関係などの分析結果を含め、児童、保護者、学校、市町村教育委員会へ提供されます。

テスト及びアンケート結果につきましては、児童のその後の指導にいかすとともに、その結果を受けて、教員の指導の充実を図るための授業等の指導改善及び集団づくり等の取組を進めること、とされております。さらに、市町村教育委員会は教育施策や教育の改善を進めるために活用し、大阪府教育委員会はその取組の支援策を進めることとなっております。

この実施要領に示される趣旨・目的を踏まえ、本市全36小学校におきまして、大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）へ参加することといたしたいと存じますので、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、令和4年度以降の当該テストの取扱いにつきましては、要領の趣旨・目的に大きな変更がない限り、令和3年度と同様の取扱いとさせていただくことにつきましても、併せて御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

小学生すくすくテストの内容のなかで、「教科横断的な問題」に関してより詳しく説明してください。

「教科横断的な問題」とは、要領によりますと「特定教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等」となっております。例えば、設定された場面の中で、ふさわしいセリフを考えさせたり、2つの案から1つを選択させ、その理由を言葉で説明させたりする、といった、正解が1つに限定されないような問いが想定されます。

現在の変化の激しい社会の中で、子供一人ひとりが主体的に学んで必要な情報を判断し、よりよい人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくことができるよう、教科等の学習を通じて身に付けた力を統合的に活用しまして現代的な課題に対応していくための資質または能力を育てていくことは、本市の教育ビジョンにおける基本理念にも通じるものであると考えられます。

このテストの結果の公表については、どのようになるのですか。

本テストの目的を踏まえまして、保護者や地域の皆様への結果についての

原田勝教育長
谷口学教育長職務代理者

木谷美香学校教育室参事・指導主事

和田光代委員
木谷美香学校教育室参事・指導主事

説明責任はあるものと考えております。要領には、児童への影響を十分配慮することや、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないことが示されております。本市といたしましても、公表にあたっては十分な配慮のもと、今後の教育施策の実施に資するために結果の概要や、その後の取組について適切に説明することが重要であると考えております。

安達友基子委員

中学生のチャレンジテストもあると思うのですが、チャレンジテストのように、テストの結果が児童の成績や評価に関係するのかどうか説明してください。

木谷美香学校教育室参事・指導主事

本テストは、児童のその後の指導にいかすとともに、教員の指導の充実を図りまして、学校が授業等の指導改善及び集団づくり等の取組を進めることを目的として実施されるものでございますので、その結果は、個別の評価等に直結するものではないと認識しております。

和泉慎次委員

このようなテストのなかでアンケート等も実施するという一方で、先生方の負担はどのようなものでしょうか。

木谷美香学校教育室参事・指導主事

テスト及びアンケートの実施に関しましては、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する、と明示されております。採点でありますとか、集計・分析、結果の提供作業等は、業務の一部を民間機関に委託いたしまして、大阪府教育委員会が行うこととなっております。教職員の実務ということに関しましては、準備や配付、回収に従事していただくことのみになっております。

福田知弘委員

実施予定日の令和3年5月27日ですけれども、全国学力・学習状況調査も同じ日に実施される予定だと認識しているのですけれども、同じ日に2つのテストを実施するということでよろしいですか。

木谷美香学校教育室参事・指導主事

御質問いただきましたとおり、小学校6年生につきましては、令和3年5月27日に予定されております、全国学力・学習状況調査の国語、算数、児童質問紙に加えまして、大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）の教科横断的な問題及びアンケートを実施することとなっております。

原田勝教育長
全委員

他に御意見はございませんか。
異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第87号「大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）への参加について」を承認します。

市川泉教育政策室参事

恐れ入りますが、追加議案を提出させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

原田勝教育長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議はございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案を配布してください。

— 議案書配布 —

原田勝教育長

それでは、追加日程第1 報告第33号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

田中満明教育総務室参事

事務局の説明を求めます。

追加日程第1 報告第33号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件は、令和2年10月6日付けの人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時に代理いたしましたので、御報告申し上げるものでございます。

追加議案書の3ページをお願いします。

10月6日付けの人事発令につきましては、教育委員会事務局から市長事務局へ異動した者が2名、市長事務局から教育委員会事務局へ任命発令された者が5名、教育委員会事務局内異動が7名でございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第33号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

原田勝教育長
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

次に、追加日程第2 議案第88号「令和3年度再任用校長及び再任用教頭の任用について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

金崎栄一教職員課長

追加日程第2 議案第88号「令和3年度再任用校長及び再任用教頭の任用について」御説明申し上げます。

追加議案書5ページを御覧ください。

大阪府教育委員会教育長から再任用校長及び再任用教頭の任用に係る意向について調査依頼があり、吹田市教育委員会としまして、7ページにございます任用に関する意向調査票のとおり、「1. 任用希望」はあり。「2. 任用希望職種」は校長。「3. 任用希望校種、新規・更新の別及び人数」は、小学校長は新規3人、更新5人、中学校長は新規1人、更新0人。さらに、「4. 他市町村所属職員からの任用」は否といたしました。

再任用校長及び再任用教頭は、定年退職予定の校長または教頭のうち、教育への情熱や豊富な知識、優れた実績を有する者を、再任用する制度であり、その目的や選考対象者等については、9ページ・10ページの再任用校長及び再任用教頭選考要領にあるとおりでございます。

本市の状況についてですが、令和2年度末の定年退職予定の校長は、小学校で12名（再任用校長5名を含む）、中学校で3名（再任用校長なし）の、合計15名であります。なお、教頭の定年退職者はありません。

昨年度までに校長選考や教頭選考に合格している者と現在行われている府の管理職選考における、過去の合格率から試算した合格者数を合わせても、来年度の管理職の必要見込み数を充足することが困難であるとの見通しです。さらに、令和3年度末には16名の管理職の退職を見込んでおります。

事務局といたしましては、令和3年度の校長及び教頭の人事配置にあたり、再任用校長の制度を活用し、補填する必要があることから、意向調査票のと

おり、再任用校長の任用を希望することといたしました。

なお、新規・更新の希望人数につきましては、現段階での人数ですので、今後変更となる可能性があることを申し添えます。

以上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第88号「令和3年度再任用校長及び再任用教頭の任用について」を承認します。

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、10月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後3時50分

原田勝教育長
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長